

人とペットの災害対策について

- 本市では、災害の発生時にペットを飼っている市民が避難所にペットと一緒に避難し、ペットとは別々の場所で過ごす「同行避難*1」を原則としています。
- こうした避難の際は、飼い主によるペットのしつけや健康管理、ペットフード等の備蓄といった日頃からの備えが重要であり、同行避難を適切に行っていただけるよう「飼い主と避難所運営者のための手引き」を配布しています。
- また、ペットの吠え癖等によって同行避難が難しい市民に対し、ペットと同じ場所で過ごせる「同伴避難*2」が可能な専用避難所を試行的に設置し、その効果を検証する取り組みを行っています。

*1 同行避難：一緒に避難し、原則、飼い主とペットは別々の場所（専用の区画など）で過ごすこと

*2 同伴避難：一緒に避難し、飼い主とペットが同じ場所（同じ部屋など）で過ごすこと

「飼い主と避難所運営者のための手引き書」の配布について

飼い主が行う日頃からの備えや、災害時の同行避難、避難所で行うことについて記載した、「飼い主と避難所運営者のための手引き」を作成しました。

今後の災害対策に役立ててもらえるよう、以下の通り配布しています。

● 配布場所 各区役所総務課、動物愛護センター

● その他 市のホームページからダウンロード可能

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18500081.html>



【手引き書 表紙】

ペット同伴者専用避難所の試行的設置について

● 受入対象者 ペットがいることによって、最寄りの避難所への避難が難しい方
例：飼い主が近くにいないと犬が吠え続ける、周囲への影響が気になる等

● 試行期間 令和5年度中（令和6年3月31日まで）

● 開設条件 台風、大雨等による風水害への防災措置として、警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されたとき

※夜間に避難情報が発令されたとき等は、避難者の安全を考慮して、開設を見送る場合があります

● 開設場所 夜宮青少年センター（北九州市戸畠区夜宮一丁目2番1号）

※飼い主とペットと一緒に過ごせる区画（パーテーション）を40区画用意しています

● 受入条件 ・犬、猫、小動物（ハムスター、うさぎ等のほ乳類、鳥類など）で、ケージなどに入れて飼育できること

・避難者自身が適切に管理できる個体、頭数であること

※ケージに入らない大きな動物や、逃げ出すと危害を加えるおそれがある動物（ニシキヘビやカミツキガメ等の特定動物・特定外来生物）は受け入れできません。

ペット同伴者専用避難所 ご利用の流れ

1 避難をする前に、専用ダイヤルに連絡を入れる。

避難者が多い場合はお断りすることがあります。必ず事前にお電話を！



専用ダイヤル番号 080-4771-3572

※避難所開設時のみ利用可能です。

2 ペットをケージなどに入れ、避難所に行く。

避難所にはフードやペットシーツはありません。必要な物資は各自でご準備ください。

避難者(飼い主)の食糧や飲料水も、ご自身でご準備ください。

3 避難所ではルールを守って過ごし、退所時は利用したスペースの清掃をする。

■注意事項■

夜宮青少年センターは、スロープやエレベーターがありません。

車いす等をご利用の方は、事前の電話連絡の際に必ずお伝えください。

ペット同伴者専用避難所 ご利用の注意

● ペットは必ずケージなどに入れましょう

・ペットはケージなどに入れた状態で避難所へ来てください。

・逃げ出さないよう、ご注意ください。

※ケージなどに入ることを嫌がらないよう、日ごろからしつけをお願いします。

● 所有者の明示をしましょう

・万が一ペットが逃げ出したときのために、首輪に迷子札や鑑札などをつけてください。

・マイクロチップ番号やワクチン接種歴がわかるものがあればお持ちください。

● ペット用品は飼い主自身が用意をしましょう

・ペットフードやペットシーツなど、必要な物資をお持ちください。

<問い合わせ先>

保健福祉局保健衛生課 【手引書、専用避難所に関すること】
電話 093-582-2435 / FAX 093-582-4037

危機管理室危機管理課 【その他避難に関すること】
電話 093-582-2110 / FAX 093-582-2112

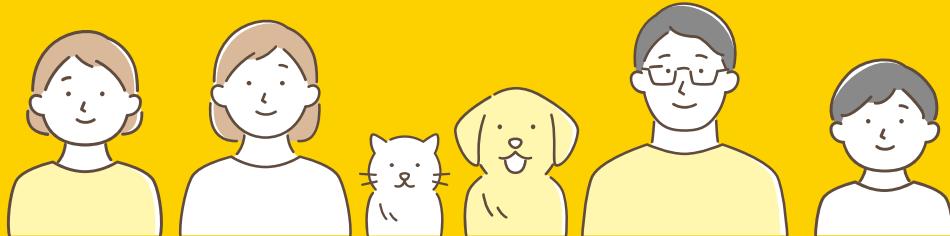
ペット同伴者専用避難所に関するホームページ
(開設状況はホームページでお知らせします)
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18901325.html>

避難所ホームページ
開設状況はこちら



もしもの準備は大丈夫？

備えておこう災害から大切な家族を守るために



もしもの時に備えよう。家族を守るために知っておこう。

災害時にペットを守るのは、飼い主だけです。
避難所のマナーやルールはご存じですか?
災害はいつ起こるか分かりません。
あなたとあなたの大事なペットを守るために、今出来ることを考えましょう。



飼い主が今できること、知っておくこと。ペットの防災対策

01 住まいの防災対策をしましょう

災害時にペットを守るためにには、まず飼い主が無事であることが前提です。
住まいの家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止などの対策を講じておけば人とペットの安全につながります。

04 ペットの備蓄品を確保しましょう

災害時は人命救助が優先となるため、ペットのための救援物資の到着には時間がかかることがあります。
ペットの健康や命に関わるものを優先し、避難の際に持ち出せるよう準備しておきましょう。

02 しつけと健康管理をしましょう

避難所で迷惑にならないように、ケージやキャリーバックに慣れていること、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所での排泄などしつけされていることが必要になります。
また、日頃からペットの体を清潔に保つとともに、適正なワクチン接種による健康管理につとめましょう。

05 安全に避難できるよう情報収集しましょう

避難場所、避難経路、避難にかかる時間、ペットの受け入れ状況などを確かめておきましょう。
避難所で受け入れが困難な時のために、ペットホテル、親せきや友人など、一時預かり先についても複数さがしておくとよいでしょう。

03 所有者明示をしましょう

災害時、ペットと離ればなれになってしまったときのために、鑑札、狂犬病予防接種済票、迷子札やマイクロチップを装着し、所有者を明らかにしておくことが大切です。

日頃の備えが
大切なんだね



避難所には人だけではなく、ペットも避難してきます

みんなで考えようペットの避難！

過去の災害時には、避難所においてペットの受け入れについて、事前に検討していなかったため、急な対応を迫られたり、飼い主が十分な備えを行っていなかったため、様々なトラブルが発生しました。

飼い主として

- ペットによる鳴き声への対処が不十分であったり、給餌やトイレの世話が不適切であったため、他の避難者に迷惑をかけた。
- 飼い主がペットフードや水などを備えておらず、物資を巡ってトラブルとなった。

など

避難所運営者として

- 飼い主がペットを連れて避難してきたが、ペットについての対応を定めていなかったため、避難所への受け入れを断った。
- 車の中でペットと一緒に生活していた飼い主が、エコノミークラス症候群になった。

など

飼い主は普段からしつけや避難用品の備蓄を行い、避難所運営者は、災害に備え事前に避難所へのペットの受け入れを検討・準備することが重要です。

飼い主の準備

- 災害時に備え、ペットの避難用品を備えましょう。

チェックリスト

- ペットフードと水（少なくとも5日分）
- キャリーバックやケージ
- 首輪（予備）、リード（伸びないもの）
- 服用中の薬、療法食
- トイレ用品（ペットシーツ、猫砂、ビニール袋）
- 食器 新聞紙、バスタオル
- ペットの情報（写真、飼い主連絡先など）

- キャリーバックやケージに慣らせておきましょう。
- 不必要に吠えないようしつけや、トイレトレーニングをしておきましょう。
- 鑑札や注射済票、迷子札、マイクロチップを装着するようにしましょう。
- 予防注射や、ノミなどの寄生虫駆除を行い、普段から健康状態に注意しましょう。

避難所の運営者としての取り組み

「いざというときに備えよう、飼い主と避難所運営者のための手引き」を参考に、各避難所の状況に応じた受け入れ体制を整備します。

手引きが必要な場合には、動物愛護センター、区役所にお問い合わせください。

ポイント

- 飼育スペースを決めましょう。
- 受け入れ条件や飼育ルールを決めましょう。
- 決めたことを避難対象者に周知しましょう。
- ペットの同行避難訓練を実施しましょう。



■ 避難所に関する相談について

門司区役所 総務企画課 ☎ 331-1881(代)

小倉南区役所 総務企画課 ☎ 951-4111(代)

八幡東区役所 総務企画課 ☎ 671-0801(代)

戸畠区役所 総務企画課 ☎ 871-1501(代)

小倉北区役所 総務企画課 ☎ 582-3301

若松区役所 総務企画課 ☎ 761-5321(代)

八幡西区役所 総務企画課 ☎ 642-1441(代)

■ 日頃の備えについて 北九州市動物愛護センター ☎ 581-1800